

模倣品等に対する取組について

平成27年4月28日

食料産業局新事業創出課

農林水産省

農林水産・食品知的財産保護コンソーシアムの取組

守り

中国等における我が国の地名、品種名等の商標出願・取得や我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品・海賊版が増加しているが、ジャパンブランドの侵害対策として、海外での知的財産権取得、第三者による商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠

海外での農林水産物・食品の知的財産保護に関しては、現地邦人のネットワークを活用した監視や海外展開の実績のある食品企業の知的財産担当OB等の専門的知見を活用することが有効

攻め

育成者権と商標権等の知的財産をセットで保護することによりロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスモデルを普及。さらに、セット化されている商標が海外において第三者に使用されないよう監視

「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」の事務局（事業実施者）

中国等における
商標監視

地方相談会
(弁護士等派遣)
※中国等での問題対応のための
地理的表示取得検討も支援

海外現地調査
(市場調査を現地法律事務所に
委託、現地邦人による調査)

国別担当者(相談窓口)の
設置
(海外展開食品企業の
知財OB等を配置)

情報提供

農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム

メンバー

● 関心のある都道府県又は都道府県協議会

- ・育成者権者としての立場
- ・県内の農林水産物・食品の輸出関係者のとりまとめの立場

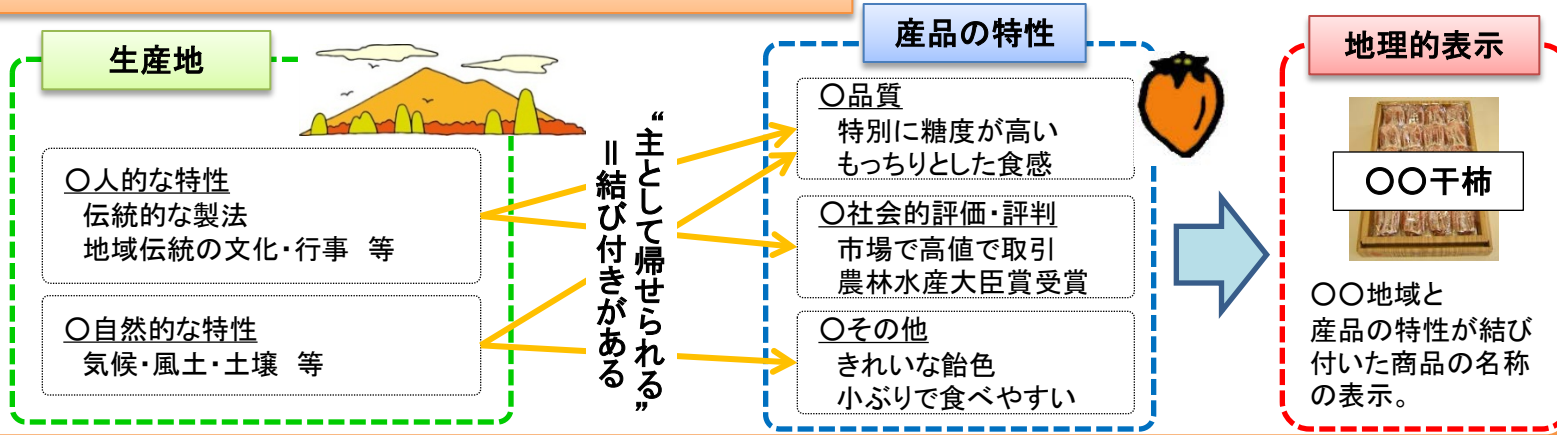
● 農林水産・食品業関係団体、ジェトロ、弁理士会等

我が国農林水産物・食品の知的財産面での取組強化により ジャパンブランドの海外展開を実現

地理的表示の保護制度（GI）の仕組み

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの。
- 本年6月に施行する地理的表示保護制度を活用し、国内外の市場においてGIマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

地理的表示(GI:Geographical Indication)とは



輸出促進への寄与



- ▶ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付
- ▶ 主要な輸出先国においてGIマークを商標登録

地理的表示制度の大枠と効果

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

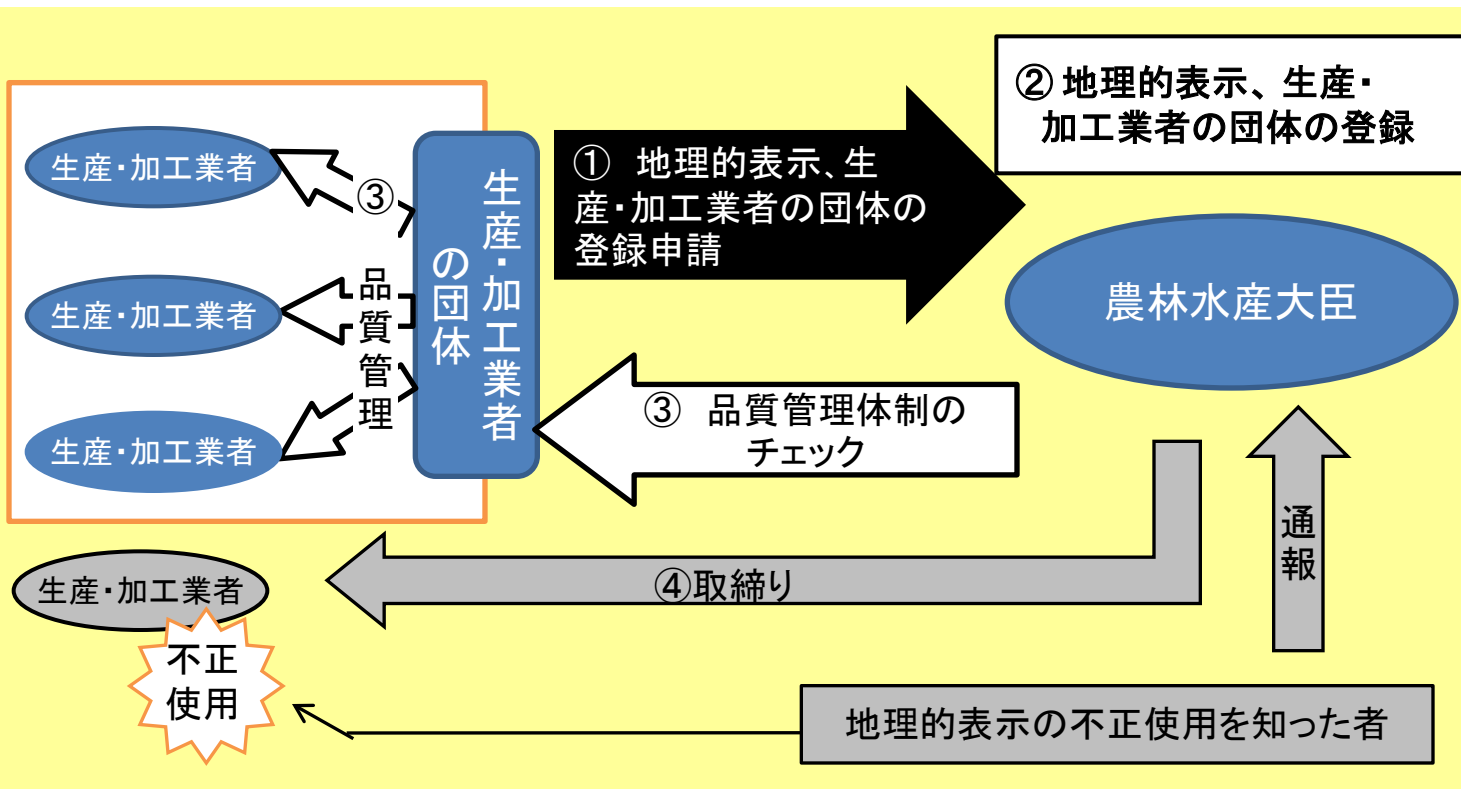
- 産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

- ▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化
- ▶ 商標権を活用し、海外市場の模倣品を排除

- ▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与
- ▶ 農林水産物・食品の輸出促進

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）の概要

制度の概要



①生産・加工業者の団体が「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録申請。

②農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。
→基準を満たすものに「地理的表示」及びGIマークの使用を認める。

③登録を受けた団体が品質管理を実施。農林水産大臣が団体の品質管理体制をチェック。

④不正使用があった場合は農林水産大臣が取締り。

目的

① 生産者利益(地域の知的財産)の保護

〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② 需要者利益の保護

〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

植物品種保護について（東アジア植物品種保護フォーラムの概要）

- 平成20年度以降、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、意識啓発、人材育成等の協力活動を実施。
- この結果、品種保護制度が未整備であったカンボジアで品種保護に関する法律が制定され、ラオスでは法律が改正されたほか、制度運営が不十分な国で審査対象植物数が大幅に拡大するなど、東アジア各国における品種保護制度の整備・充実に向けた主体的な取組が現れてきたところ。
- こうした気運を更に醸成し、各国の政策決定者等に重点的に働きかけを行い、フォーラムを戦略的に展開する必要。

東アジア植物品種保護フォーラムとは

東アジア地域の連携による品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより、ASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」を設立。

フォーラム本会合は各国で持ち回りで開催

- 第1回：日本（平成20年7月）
- 第2回：中国（平成21年4月）
- 第3回：韓国（平成22年4月）
- 第4回：インドネシア（平成23年5月）
- 第5回：タイ（平成24年5月）
- 第6回：マレーシア（平成25年7月）
- 第7回：ラオス（平成26年8月）
- 第8回：韓国（平成27年7月予定）



「東アジア植物品種保護フォーラム」第7回会合
(2014年8月7日、於ラオス)

事業内容

(1) 東アジア植物品種保護フォーラム年次本会合の開催

政策決定者等の意見交換により、経験、情報の共有を促すことで、各国の品種保護制度を国際標準レベルまで引き上げる。

(2) 協力活動「実践編」の推進

各国で整備された植物新品種の審査基準をもとに、地域共通の審査基準の作成や、各国が行う研修への専門家派遣、各国のハイレベル政策決定者への意識啓発、ホームページによる情報共有・発信等の取組を行う。